

消費者庁 同時発表

平成 26 年 4 月 24 日

ソニー株式会社が販売したノートパソコンのリコールが行われます (無償修理)

ソニー株式会社が販売したノートパソコンについて、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

経済産業省では、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく「重大製品事故」として報告を受け、製品起因が疑われるものとして、平成 26 年 4 月 8 日に公表しました。

当該事故の原因は現在調査中ですが、当該製品に使用されているバッテリーパックの不具合により当該バッテリーパックが過熱し、当該製品及び周辺を焼損したものと考えられます。

ソニー株式会社では、当該事故に関する対策を検討している間、当該製品のご使用を中止していただくよう、4 月 11 日に同社ホームページで公表するとともに、4 月 16 日に新聞社告によりご案内していたものですが、本日、同社ホームページで対象製品の修理(無償)の受付を開始することを公表しました。

経済産業省では、当該製品をお持ちの方に対し、修理(無償)を受けるよう注意喚起を行ってまいります。

1. 事故事象及び再発防止策について

(1)事故事象について

ソニー株式会社が販売(※)したノートパソコンについて、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

(※)ソニーイーエムシーエス株式会社が輸入。

当該製品について、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項に基づき報告された重大製品事故は、本件のみです(当該事故による人的被害なし)。

なお、ソニー株式会社によると他に国内外で 3 件の製品焼損事故が発生しています。

本件の概要は、製品安全のホームページ(http://www.meti.go.jp/product_safety/)で製品事故の検索をしていただければ、参照可能です(本件の管理番号は A201400003)。

事故原因は、現在調査中ですが、当該製品に使用されているバッテリーパックの不具合により当該バッテリーパックが過熱し、当該製品及び周辺を焼損したものと考えられます。

(2)再発防止策について

ソニー株式会社は、事故の再発防止を図るため、本日(4 月 24 日)、同社ホームページで公表し、対象製品の修理(無償)の受付を開始します。

2. 対象製品:製品概要、外観

(1)製品名:

パーソナルコンピュータ—VAIO Fit 11A

VAIO 標準仕様(店頭販売)モデル

SVF11N19EJS

VAIO オーナーメイドモデル/法人向けカスタマイズモデル

SVF11N1A1J

法人向け標準仕様モデル

SVF11N1BAJ

※VAIO Fit 13A/14A/15A は、本無償修理の対象外です。

(2)対象製品概要と外観

対象台数: 3,619 台

販売期間: 平成 26 年 2 月～平成 26 年 4 月

<製品外観と確認方法>



3. 事業者の対応

無償で修理を行います(4月24日より受付開始、5月19日より修理作業の開始)。

4. 事業者の告知

ホームページへの掲載

平成 26 年 4 月 24 日(木)

新聞社告

平成 26 年 4 月 25 日(金)

5. 消費者への注意喚起

上記の対象製品をお持ちの方は、下記問い合わせ先に速やかにご連絡ください。

6. リコール対象製品に関する問い合わせ先

<連絡先>

VAIO カスタマーリンク Fit 対応窓口

電話番号：0120-307-009 (PHS、携帯電話からも利用可)

受付時間：月～金曜日 9:00 ～ 18:00

土・日・祝日 9:00 ～ 17:00

ホームページ：<http://www.sony.co.jp>

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ製品安全課

製品事故対策室長 阿由葉

担当：水野、角田

電話：03-3501-1511(内線：4311)

03-3501-1707(直通)